

決議第1号

議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議

北名古屋市議会会議規則第14条第1項の規定により、議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議を別紙のとおり提出する。

平成24年6月22日提出

提出者 北名古屋市議会議員 黒川サキ子

同上 金崎慶子

同上 松田功

賛成者 北名古屋市議会議員 長瀬悟康

同上 堀場弘之

同上 塩木寿子

同上 谷口秋信

同上 上野雅美

同上 桂川将典

## 議場における国旗及び市旗の掲揚に関する決議（案）

平成11年に「国旗及び国歌に関する法律」が制定され、日の丸（日章旗）を日本の国旗とすることについて、法律の根拠が与えられた。これからの国際社会においては、各国の国民が交流し、友好を深め、平和を築くための相互の文化や伝統を尊重し、かつ、お互いの国旗や国歌に敬意を表することが大切である。日の丸（日章旗）は、オリンピックなど大規模な国際交流の場において、国家の象徴として、多くの人に受け入れられている。

また、本市の市章は、世界へ向けての大いなる可能性と未来像、また、市民の限りない力と希望を表し、本市の象徴として広く市民に受け入れられている。

本市議会議員は、国旗及び市旗のもと、国際社会の一員、かつ、市民の代表であるという意識を高揚させ、本市の将来に向けた諸施策に対する審議に臨むため、北名古屋市議会議場に国旗及び市旗を掲揚するものである。

以上、決議する。

平成24年6月22日

北名古屋市議会